

# 「学校において予防すべき感染症」についてのお知らせ

## 保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」(下記参照)には出席停止の期間が定められています。

この期間は学校内での感染拡大を防ぐために、感染症に罹患した児童生徒等が登校できない期間です。(出席停止となった期間は、欠席扱いになりません。)

これらの感染症の可能性があって欠席させる場合には、授業開始前に連絡をしてください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他の人へ感染させるおそれがなくなった生徒を再登校させる際には、「学校において予防すべき感染症による欠席届」(保健室備え付け用紙または PDF をダウンロードして印刷) を保護者様がご記入いただいた後、担任へご提出ください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器 症候群、中東呼吸器症候群、 鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 および新型インフルエ ンザは除く。)	発症後 5 日を経過し、 かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで または、5 日間の適正な抗菌薬療法が終了す るまで
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
第二種 感染症	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下線の腫脹が始まった 後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好にな るまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後、2 日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師が 感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師が 感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、 かつ、症状の軽快後 1 日を経過するまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出 血性結膜炎、その他の感染症	学校医その他の医師が 感染のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感 染症、感染性胃腸炎、E B ウィルス感染症など	全身状態が悪いなど、 医師の判断で出席停止を要する場合など

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ症、水いぼ、伝染性膿痂疹 (とびひ) 痱癬など